様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2025年　　4月　11日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） ゆにっとかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 ユニット株式会社  （ふりがな） くろだゆういちろう  （法人の場合）代表者の氏名 黒田雄一郎  住所　〒173-0004  東京都板橋区板橋2-3-20  法人番号　9011401006634  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ「DX推進への取り組み」 | | 公表日 | 2024年　　09月　　19日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://www.unit-signs.co.jp/company/dx/  企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定 | | 記載内容抜粋 | （ＤＸ推進に向けた経営ビジョンの策定・公表）  デジタル技術活用による省人化に伴い、①少ない人員で現状と同じ成果を出し続ける　②生み出された余剰時間・余剰人員を新規事業などに振り分けることで新たな顧客創造につなげる  （経営ビジョンの実現に向けたビジネスモデルの方向性とその公表）  ホワイトカラーの業務削減につながるアプリケーションの作成及びデジタル技術を活用できる人材の育成に重点を置き、バックヤード業務を徹底してデジタル化することで、フロントヤードでのアナログな作業に人的リソースを投入できるようにする。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会より承認権限を委譲されている経営会議にて承認済み。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ「DX推進への取り組み」 | | 公表日 | 2024年 09月 19日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://www.unit-signs.co.jp/company/dx/  企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定 | | 記載内容抜粋 | 1. 既製クラウドツールの活用と一部自社カスタマイズにより、コスト効率的かつ柔軟なITソリューションを構築し、業務プロセスの最適化を図ります。 2. 売上や営業活動のデータを分析し、意思決定材料とすることで、ビジネスモデルの変革へ役立てるようにします。 3. 物流部門のＩＴ化による効率化を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会より承認権限を委譲されている経営会議にて承認済み。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://www.unit-signs.co.jp/company/dx/  戦略を効果的に進めるための体制の提示 | | 記載内容抜粋 | ・ＤＸ推進プロジェクト発足と共に、専任チームの設置とメンバーの役割分担及び教育カリキュラムを明確化します。  ・ＩＴ教育を実施し、従業員のスキル向上を図ります |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://www.unit-signs.co.jp/company/dx/  最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示 | | 記載内容抜粋 | ・ノーコードツールのカスタマイズにより独自の社内アプリを作成します  ・ＥＴＬツールやＡＰＩを活用したアプリ間のデータ連携を実現します  ・ＢＩツールを用いたデータドリブンな意思決定を行います  ・物流ピッキング作業のデジタル化により、効率化を図ります  ・営業部門、製造部門、物流部門においてタブレット端末を導入し、機動性の高い作業環境を作ります  ・経費精算アプリの導入準備に取り組み、経費管理の効率化を目指します |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 弊社ホームページ上  「DX推進への取り組み」 | | 公表日 | 2024年 09月 19日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://www.unit-signs.co.jp/company/dx/  戦略の達成状況に係る指標の決定 | | 記載内容抜粋 | ＤＸ推進施策により実現できた作業時間短縮及び人員削減をＤＸ推進プロジェクトにおける成果指標とします。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年 09月 19日 | | 発信方法 | 弊社ホームページ上  「DX推進への取り組み」冒頭  https://www.unit-signs.co.jp/company/dx/ | | 発信内容 | 弊社は、十数年前よりペーパーレス化・タブレット端末の支給・仮想デスクトップの導入などデジタイゼーションに取り組んで参りましたが 2024年9月よりＤＸ推進プロジェクトを発足し、デジタライゼーションによる省力化・省人化で生み出される余剰時間・余剰人員を お客様対応・新商品開発へ投入することで最終的なＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の実現を目指します。  以上を実務執行総責任者であり代表取締役社長でもある 黒田雄一郎により発信しております。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024　年　08　月頃　～　（現在まで） | | 実施内容 | ＤＸ推進プロジェクトと経営層会議において定期的に現状を把握し、課題解決に向けた具体的な対策を策定する。（DX推進指標自己診断フォーマット添付いたします） |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2019　　年　04　月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ・ＩＴ資産管理システムの導入と運用を行っています（2019年04月～）  ・セキュリティに関する社員教育の実施を予定しています（2025年度内）  ・SECURITY ACTION制度に基づき二つ星の宣言を行っております。自己宣言ID：41039267652（弊社ホームページ内「DX推進への取り組み」の内、"情報セキュリティ基本方針"にて宣言） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。